

2020年3月当初予算

先週号の続き

＜衛生費＞

小児科診療所新規開業促進補助金：30,000

補助対象 土地取得費、建物建設費、償却資産購入費

補助率 1/2 限度額 30,000

簡易飲料水施設事業：1,151

成畑 松の久保

環境センター

循環型社会形成推進地域計画作成業務委託料 8,921

大洲北衛生事務組合負担金：131,501

病院事業会計補助金：639,993

＜農林水産費＞

農業人材力強化総合支援事業：23,735

市内に就農する45歳未満の者に年間150万円を補助するもの

農山村地域新規参入確保、育成支援事業費補助金

移住定住の促進及び新規参入者を確保するため、50歳以上（林業、漁業は45歳以上）の新規就農者に対して給付金（5年間）と農業用機械の購入費を補助する。

新規就農者給付金 45歳～50歳 1,200千円/人
55歳～64歳 600千円/人

農業用機械施設の購入助成 補助率1/3

森林経営管理事業：65,499

森林環境税を活用し、大洲市経営管理事業など計画に基づく森林整備、林業振興の事業を推進する

＜商工費＞

富土地質調査委託料：2,805 (県1,000)

県の養蚕試験場跡地には入れなかった事業者用

「コロナ」特措法案 人権制約の歯止め曖昧すぎる

安倍晋三内閣が新型コロナウイルス感染症への対応として国会に提出した新型インフルエンザ特別措置法（特措法）改定案が、衆院内閣委員会でわずか3時間の質疑で可決されました。

改定案は、2012年に成立した新型インフル特措法の対象に、新型コロナを加えるものです。「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ」があり、「その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある」という要件に該当した場合、首相は緊急事態宣言を出します。「おそれがある」という発令要件は非常に曖昧で、歯止めがありません。

首相が緊急事態宣言を出す際、専門家からの意見聴取を義務付けていないことも大きな問題です。緊急事態宣言が出れば、憲法で保障された集会、表現、移動の自由や財産権などに大きな制約を課すことができるようになります。首相による緊急事態宣言を受け、都道府県知事は、住民に外出の自粛を要請することができます。また、多数の人が利用する施設の使用やその施設を使つての催し物の開催を制限・停止するよう要請・指示できます。

財産権に深く関わる問題もあります。都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋、物資を所有者の同意を得ずに使用することもできます。運送業者には物資や資材の輸送を、医薬品や食品の生産・販売業者らには売り渡しを要請できます。売り渡しの要請に応じない場合、強制収用も可能です。医薬品や食品の保管を命じることもでき、従わない場合は罰則もあります。

緊急事態宣言の下で、「指定公共機関」であるNHKに対して首相が「必要な指示」を行うことができる規定もあり、国民の知る権利が脅かされる危険もあります。

安倍首相は、新型コロナ対策で、全国の小中高校などの一律休校の要請や、中国、韓国からの入国制限措置の強化を、専門家の意見を踏まえた科学的根拠に基づかず、政治的な判断で行ったことを認めています。検察官の定年延長問題をはじめ法律の恣意（しい）的な解釈も繰り返しています。

そうした首相に緊急事態宣言を出す権限を与えることに国民の懸念や不安の声が広がっています。安倍首相の下で国民の人権制限を可能にする新型インフル特措法の改定を認めることはできません。

